

平成 28 年 3 月 1 日

女性活躍推進法に基づく

社会医療法人共栄会 一般事業主行動計画

社会医療法人共栄会は、女性がさらに活躍できる社会の実現を後押しすべく、次のとおり行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 33 年 3 月 31 日

2. 目標

- ① 産休や育休から復帰した職員が、その後も長く当法人で働き続けることができるように、勤務時間や勤務内容等について必要な配慮を行います。
- ② 数値目標として、産休や育休から復帰した後の勤続年数が 3 年以上となる職員の割合が 70%以上になることを目指します。

3. 取組内容

□ 平成 28 年 4 月～

産休および育休から復帰した職員が、その後も長く当法人で勤務できるよう、必要な施策を検討し、実施します。

以上

平成 28 年 4 月 1 日
社会医療法人共栄会

女性活躍推進法に基づく「女性の活躍に関する情報」について

平成 27 年度の採用職員に占める女性の割合を、雇用管理区分ごとに以下公表いたします。

記

正職員	82.4 %
契約職員	77.8 %
パート職員	42.9 %

以上